

# 営業許可書

北九州市指令保保西第50263090号

令和 3 年 3 月 1 0 日

住所 北九州市八幡西区熊西2丁目6-5

氏名 株式会社 石松商会  
代表取締役 石松 巧児 様

北九州市長 北橋 健治



令和 3 年 2 月 25 日付けで申請のあった 添加物製造業（小分け包装）  
については、食品衛生法第52条の規定により次の条件をつけて許可します。

## 記

- 営業所所在地 北九州市八幡西区陣原二丁目11
- 許可期間 令和 3 年 3 月 1 0 日 から  
令和 8 年 3 月 3 1 日 まで
- その他の条件 小分け包装に限る。

### 教示

- この許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に北九州市長に対して審査請求をすることができます。なお、この許可のあった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- この許可の取消しの訴えについては、この許可があったことを知った日（上記1の審査請求をした場合は、その審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6箇月以内に北九州市を被告として（北九州市長が被告の代表者となります。）提起することができます。なお、この許可の日（上記1の審査請求をした場合は、その審査請求の裁決の日）の翌日から起算して1年を経過すると、この許可の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- 許可期限後も引き続き営業をしようとする場合は、期限満了日の20日前までに更新許可の申請をしてください。（臨時営業は除きます。）